

村上市慣行審議委員会設置要綱

平成 22 年 4 月 13 日

告 示 第 219 号

(設置)

第 1 条 村上市の木、花及び鳥を制定し、並びに市民憲章制定に向けて提言するため、村上市慣行審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の木、花及び鳥を選定し、市長に提案すること。
- (2) 市民憲章制定に向けて提言すること。
- (3) その他委員会に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治組織に属する者
- (2) 各種産業団体に属する者
- (3) 教育及び文化に係る分野に属する者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

(役員)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、初回の会議については、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画部政策推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 13 日から施行する。